

議案第56号

更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成13年更別村条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月11日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものである。

2 要 旨

福祉医療費助成の受給資格者が保険医療機関等を受診する際に、原則としてマイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。）により被保険者資格の確認を受けるよう改める。

更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成13年更別村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等において<u>医療保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示するものとする。</u></p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>被保険者証又は組合員証及び</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">受給者証を提示するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。